

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による
交雑等の防止に関する条例」の
施行状況等に関する点検・検証結果

令和2年（2020年）3月

北海道農政部

1 趣 旨

道は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するための「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を平成 17 年度（2005 年度）に施行している。

この条例の附則では、平成 21 年（2009 年）4 月から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると規定されていることから、前回から 5 年を経過する本年度、点検・検証を実施した。

【条例の附則抜粋】

6 知事は、この条例の施行後 3 年を経過した場合及び平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 点検・検証の経過

条例の施行状況等の点検・検証は、遺伝子組換え作物等について、道民からの意見聴取等として地域意見交換会、道民意見募集（パブリックコメント）や道民意識調査を実施するとともに、知事の附属機関である北海道食の安全・安心委員会からのご意見などを踏まえて実施した。

（1）地域意見交換会

消費者や食品産業従事者、農業生産者等からの遺伝子組換え作物や条例などについての意見を把握するため、全道 3 か所（旭川市、帯広市、札幌市）において地域意見交換会を開催した。（別紙 1）

（2）道民意見募集（パブリックコメント）

条例の点検・検証の実施に当たり、広く道民から意見を募集した。（別紙 2）

① 募集時期

令和元年（2019 年）11 月 5 日～12 月 5 日

② 募集方法

道のホームページへの掲載等

③ 提出者数（意見数）

11 人・団体（26 件）

(3) 道民意識調査

道が毎年度、道政上の主要施策などに関する世論の動向を把握し、政策形成に反映させることを目的として実施している道民意識調査において、遺伝子組換え作物等について調査を実施した。(別紙3)

① 調査時期

令和元年(2019年)10~11月

② 調査方法

道内に居住する満18歳以上の個人1,500人に調査票を郵送配付・郵送回収及びweb(スマホ)による回答

③ 有効回収数(率)

732(48.8%)

(4) 北海道食の安全・安心委員会における審議

道は、条例等の施行状況等の点検・検証に当たり、第1回北海道食の安全・安心委員会に意見を求め、委員会から付託された遺伝子組換え作物交雑等防止部会での3回の審議を経て検討結果が取りまとめられ、第4回北海道食の安全・安心委員会に報告された。

委員会では、部会からの検討結果報告を踏まえ、条例等の取扱いなどをはじめ三つの提言が意見として取りまとめられ、道に提出された。

3 社会経済情勢の変化など

(1) 世界における遺伝子組換え作物の栽培状況は、ダイズ、トウモロコシ、ワタなどの油糧用や飼料用を中心に、平成30年(2018年)において26か国で栽培され、栽培面積は1億9,170万haと年々増加している。

(2) 我が国においては、食品衛生法に基づき安全性が確認されている遺伝子組換え食品は、令和元年(2019年)11月現在、8作物322品種あり、また、生物多様性への影響を評価するカルタヘナ法に基づき栽培が認められている遺伝子組換え農作物は8作物140品種あるが、バラを除き遺伝子組換え農作物の商業栽培は行われていない。

(3) 北海道においては、平成17年度(2005年度)に遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上や流通上の混乱を防止するため、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制しているが、これまで条例に基づく許可申請、届出はない。

(4) 遺伝子組換え作物等に関する道民の意識について、令和元年度（2019年度）に道が実施した道民意識調査によると、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然・環境への影響について、7割弱の方が不安に思っており過去3回の調査結果と比べても高い状況に変化はみられない一方で、世代別では20・30代において不安に思う割合は少ない傾向にある。

また、地域意見交換会や道民意見募集では、遺伝子組換え作物に対する不安を持つなどの意見が多い中で、遺伝子組換え技術が必要になったときに対応できるよう技術開発を進めるべきであるが選択できるようにすることが大事、生産や流通の混乱防止などの観点から条例は必要、といった意見が出されるなど、条例制定当時から大きな変化はみられない。

(5) 昨今、新たな育種技術としてゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えており、この中にはカルタヘナ法の対象である「遺伝子組換え生物等」に該当するものと、該当しないものが存在している。

農林水産省は令和元年（2019年）10月に、環境省から平成31年（2019年）2月に発出された通知に基づき、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物について、生物多様性影響の観点から使用者に情報を求める際の具体的な手続を定め公表した。

また、厚生労働省は令和元年（2019年）9月に、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品について、安全性審査は不要であるが届出を求めるなどの食品衛生上の取扱いを定めるとともに、消費者庁では令和元年（2019年）9月に、当該食品を食品表示基準の表示対象とせず義務化しないなどの表示上の取扱いを整理した。

4 条例等の取扱い

(1) 条例について

〔取扱い〕

条例は、現時点では見直しは行わない。

〔理由〕

地域意見交換会、道民意見募集、道民意識調査の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため。

(2) 交雑等防止措置基準について

〔 取扱い 〕

交雑等防止措置基準は、現時点では見直しは行わない。

〔 理 由 〕

遺伝子組換え作物と一般作物の交雑防止に関する現行の隔離距離基準等について、見直しの検討を要する新たな科学的知見や技術等は見られず、本基準は妥当と判断されるため。

5 今後の取組について

- (1) 遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでいく。
- (2) 遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実とともに、ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について不安を抱く国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を国に対して求めていく。
- (3) 遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑等防止措置基準について、随時、必要な対応を行っていく。

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等に寄る交雑等の防止に関する条例」
点検・検証に係る地域意見交換会の開催結果について

○開催概要

(1) 旭川会場

日 時	令和元年8月8日(木) 13:30~15:30
会 場	上川総合振興局 3階入札室
意見交換者	農業者、農業団体、食品事業者、消費者団体、行政 計6名
傍 聴 者	1名

(2) 帯広会場

日 時	令和元年8月19日(月) 13:30~15:30
会 場	十勝総合振興局 4階A・B会議室
意見交換者	農業者、農業団体、食品事業者、消費者団体、行政 計5名
傍 聴 者	1名

(3) 札幌会場

日 時	令和元年8月30日(金) 13:30~16:30
会 場	TKP札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム5A
意見交換者	試験研究機関、バイオ産業関係団体、農業団体、経済団体、消費者団体 計10名
傍 聴 者	9名

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」点検
・ 検証等に係る地域意見交換会での意見概要

1 遺伝子組換え作物の生産について

参加区分 (発言者)	主 な 意 見 内 容
①生産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道産の農産物の安全性を確保していくため、交雑の可能性のある状況のなかでは、遺伝子組換え作物に取り組むべきではない。 ○ 経営者として考えてみて、遺伝子組換え作物を日本で生産するメリットはない。 ○ 種子を生産するところからきちっと維持していくことは、遺伝子組換えでないことの担保になるので、そういったところも大事にしてもらいたい。 ○ アメリカやブラジルなどで遺伝子組換え作物の生産が増えているのは輸出目的、自国の産業のためではあっても自国民のためではない。
②試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換え作物への認識として、北海道への農業や産業、あるいは道民の皆さんが受け入れられるもの、有益であったり必要性を感じたりというものでないと、農産物として上手く回っていかず、そうなると皆さん困るのではないか。
③流通加工	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換え表示制度で、意図しない混入の許容範囲が5%からゼロとなるが、遺伝子組換えではないという輸入の種子で100%混入がないと言えるのかどうか心配がある。
④消費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国としては、遺伝子組換えを使ったほうが安定的に収量が取れると考えているように感じるが、安全だということをはっきり言えるものではないと思う。 ○ 遺伝子組換えについては危ないという気持ちの人が多いため表示をしているのだと思うが、使うのであれば安全かどうかきちっと実証してもらいたいし、それができないうちは厳しいということを書いていくことが必要。

2 遺伝子組換え作物に係る試験・研究について

参加区分 (発言者)	主 な 意 見 内 容
①生産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への影響や、自由化が進み輸入品と競争していくことを考えると、健康面や環境面で安全性を確認しながら、遺伝子組換えやゲノム編集の試験研究を進めていくべき。 ○ 遺伝子組換えは農薬等の使用を減らす技術だと思うが、現在の生産技術でも、10年前と比べて農薬を減らして栽培するのが当たり前になっている。 ○ 遺伝子組換え作物の開放系の試験研究をわざわざすることで、風評等のリスクを広げる必要もない。 ○ 過去の道民意識調査の結果では、世界的な食料不足などに対しては研究されるべきという意見で、自分で食べるものとはあまり考えていないのではないか。
②試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換えの研究はやってもいいが、実用はどうかというところが、過去の道民意識調査の結果で出ており、実用的なものの開発は行っていない状況。 ○ 遺伝的にどういう機能があって、それがどうやって現れるのか、それを品種改良や栽培技術にどのように利用していくかということが一番重要。 ○ 気候変動の影響、食料生産、北海道農業の競争性を確保するため、試験研究は積極的に行うべき。いきなり栽培して売るということではなく、管理された環境で研究して、情報は当然開示することをまず行うべき。 ○ 条例があることの以前に、生産者、流通加工、消費者の皆さんが納得できないものは研究できないと思っている。 ○ 遺伝子組換えが無いほうがいいということは分かるが、食べ物があるか無いかでいえば、あった方がいいわけであり、条件設定によっても意見は変わってくると感じている。
③流通加工	
④消費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換え技術が子どもたちに与える影響は分からないので、きちっとした研究はしておく必要があると思う。

3 遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について

参加区分 (発言者)	主 な 意 見 内 容
①生産	<p>○ 食べている食品の多くに遺伝子組換えが使われており、中身を知るほど怖いという実感があるが、この怖いというのは、安全なのか、子孫に安全だというのが担保できるのかということで、非常に気になる。</p>
②試験研究	
③流通加工	<p>○ GMに対して何か変わっているというところは見られないし、逆に、GMを使ってませんか、大丈夫ですかという問い合わせというのは厳しくなっているというイメージがある。</p> <p>○ 消費者には遺伝子組換えでないものを応援したいという気持ちがある。</p> <p>○ 条例では地域説明会を行ったうえで、許可が出れば栽培できるようになっているが、知らない地域で作って、知らない間に使うことがないか、遺伝子組換えと非組換えが混在することがないか。</p> <p>○ 世界的に食料が足りなくなったときに、遺伝子組換え技術がないと食べられないことがでてくるという意味では、技術を絶対ダメというのではなく、安全であるかどうか調べたうえで、食べない、使わないという選択をできるようにすることが大事。</p>
④消費	<p>○ 遺伝子組換えのものが子どもたちに与える影響が、良いものであればよいが、悪いものであれば影響は計り知れない。</p> <p>○ 遺伝子組換え技術が定着したときに、食品の値段が安くなってしまい、安ければいいという意識になってしまうと非常に危険だと思う。</p> <p>○ 遺伝子組換えなどの技術が進歩している事は分かるのだが、消費者は追いついていけない、すべてを理解するのはほぼ無理。一般の消費者でも分かるような内容で説明することが必要。</p>

4 道の条例等について

参加区分 (発言者)	主 な 意 見 内 容
①生産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換えに対する安全性など、積極的に条件を変える必要がある知見があるのかというときに、大きな変化がないのであれば、条例に基づく基準を緩める理由はないと思う。 ○ 条例を知らないで作ってしまう危険性はあると思う。北海道は播種の時期が決まっているので、その前に、条例についてもっと周知をしてもいいのではないか。 ○ 現行の条例については、一般作物との交雑・混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するルールを規定したものであり、全国的にも条例を制定している府県が少ない中で、いち早く制定し適正に運営されていることについて、一定の評価ができる。 ○ 条例では、許可申請に先立って地域説明会を開催することになっているが、栽培を止める実効性があるのか。説明会で反対があっても手続を進めれば栽培を認められるのかという懸念がある。 ○ 閉鎖系試験栽培は条例対象外となっているが、災害等で流出するリスクがある。また、試験は開放系での栽培や種子販売を目的とするので、行政で把握できないのは1つの課題だと思う。
②試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例は、交雑の防止というところには有用であろうと思われる。 ○ 条例については、どこまで規制するのかというところについては改正が必要ではないか。
③流通加工	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例は生産や流通の混乱防止という観点で制定されていることから、また製造現場で原料を分別するという観点から、必要な条例だと思う。 ○ (再掲) 条例では地域説明会を行ったうえで、許可が出れば栽培できることになっているが、知らない地域で作って、知らない間に使うことがないか、遺伝子組換えと非組換えが混在することがないか。

④消費	<ul style="list-style-type: none">○ 遺伝子組換えに対する不安が完全に払拭されていない中で、道が条例を定めて取り組んでいることはありがたい。○ 遺伝子組換え作物について問題がないということであれば規制の必要が無くなるのではと思うが、今の段階では心配な部分も多いので、規制や情報が見えるようにしてほしい。○ 遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は依然として根強い事を踏まえ、現行の条例は基本的に維持すべき。○ ゲノム編集技術と条例との関係を整理することが必要。○ 北海道で遺伝子組換え作物が栽培されていないことは条例の成果だと思うので、この中身に関しては変わらず、このままであってほしい。○ ゲノム編集に関して、道の条例に組み込んでいく、あるいは、北海道独自でゲノム編集作物に対して、規制のようなものを今後作っていく方向になってほしい。
-----	--

5 ゲノム編集技術について

参加区分 (発言者)	主 な 意 見 内 容
①生産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 品種を作る作らないの判断は農家や地域によってまちまちだと思うが、具体的な品種名や、その品種の由来が何なのか認識して作ってもらうとことが大事になってくると思う。 ○ (再掲) 気候変動への影響や、自由化が進み輸入品と競争していくことを考えると、健康面や環境面で安全性を確認しながら、遺伝子組換えやゲノム編集の試験研究を進めていくべき。
②試験研究	
③流通加工	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子組換えにしてもゲノム編集にしても、選べるようになる。ゲノム編集については、検出できないからという話になっているが、届出をする方が手を抜かないようなことを考えることが必要。
④消費	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲノム編集食品について、その旨を表示してもらえないし、あとは日々の情報をしっかり取って、注意しましょうということしかない ○ ゲノム編集技術については、問題ないことが実証されればどんどん入ってくるのではないか。 ○ (再掲) ゲノム編集技術と条例との関係を整理することが必要。 ○ 育種技術が遺伝子組換えからゲノム編集技術にシフトしていく可能性があるとする、条例なのか、指針のようなものになるか分からないが、どのようにするか早急に検討が必要。その場合には消費者が選べるルールとすることが必要。 ○ (再掲) ゲノム編集に関して、道の条例に組み込んでいく、あるいは、北海道独自でゲノム編集作物に対して、規制のようなものを今後作っていく方向になってほしい。

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集の概要

（1）意見募集の周知

- ・ 道食品政策課ホームページへの掲載
- ・ プレスリリースの実施
- ・ 各市町村、各関係機関・団体等に文書にて通知

（2）意見提出期間

令和元年11月5日（火）～12月5日（木）

（3）意見提出方法

ホームページに掲載した様式または任意の様式により、郵便、ファックスまたは電子メールにて、道食品政策課宛て提出

2 意見提出者数及び意見数

区 分	提出者数	意見数
意見等の数	個人	2 人
	団体	9 団体
	合計	11

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集結果の概要

1 遺伝子組換え作物の生産について

主 な 意 見 内 容
○ GM作物の一般作物への混入・交雑を否定しきれない開放系一般栽培には、基本的には反対。
○ 遺伝子組換え作物は除草の効率化など多くの可能性を秘めており、地球温暖化など解決しなければならない多くの問題は今までの技術でだけでは不可能。世界で標準の技術を利用できるようにすべき。
○ わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が 90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。

2 遺伝子組換え作物に係る試験・研究について

主 な 意 見 内 容
(意見なし)

3 遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について

主 な 意 見 内 容
○ (再掲) わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が 90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。
○ 消費者が食品を購入する際には、遺伝子組換え食品であるか否かの判断は表示に頼るしかない状況であり、国に対して表示制度の充実を求めている。
○ 遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分ないように見え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたリスクコミュニケーションの一層の推進を希望。

4 道の条例等について

主 な 意 見 内 容
<p>○ 現行の条例については、一般作物との交雑・混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するためのルールを規定したものであり、全国的にも条例を制定している府県が少ない中でいち早く制定し、適切に運営されていることについて、一定の評価。</p>
<p>○ 遺伝子組換え作物及びそれ由来の食物、飼料、加工品は全く安全であり、わが国がどれほど輸入に頼っているか、消費者がこれらを食していることを正しく知らされていないことなどを考え合わせると、道総研で既に世界で栽培されているものを試験栽培し、その結果を公表して、条例を見直すことを行っていただきたい。</p>
<p>○ これまで同様に、開放系一般栽培（商業栽培）に関しては知事の許可制とした上で罰則も盛り込むことを望む。試験栽培については試験場の圃場内で行う場合はこれまで同様届出によるものとし、開放系で行われる場合は、開放系一般栽培と同レベルの強い規制としてほしい。</p>
<p>○ 依然として遺伝子組換え食品の安全性を抱いている道民は多いようであり、条例が見直され規制が緩和されることになったなら、遺伝子組換え作物と一般の作物との交雑が起こることも考えられ遺伝子組換え作物のみならず道産の作物に対する道民の不安は増幅されることから、現在の条例の規制内容は維持していただきたい。</p>
<p>○ 北海道は食の生産の中心であり、主体性をもって道民のみならず全国の市民の健康を守るのは北海道というように、この条例を表明していただきたい。</p>
<p>○ 開放系一般栽培は許可制であるが、その際の手続きとして栽培者は周囲の一般作物栽培者等に対する地域説明会を開催した後知事へ許可を申請することとなっているが、こうした手続きが道における許可・不許可の判断として実効性を確保しうるのか、検討が必要。</p>
<p>○ 閉鎖系試験栽培においては、交雑・混入のリスクがないとの理由により条例の適用外であり、行政への届出などは必要ないこととされているが、閉鎖系の実験であっても予期せぬ事故により実験生物が外部に拡散する可能性がないのかどうか、実験が進んだ場合、開放系試験栽培への移行や一般生物としての販売開始等が想定され、行政が情報を知りうるできないことは課題。</p>

- ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。
- 新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。
- 遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分でないように見え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたりスクコミュニケーションの一層の推進を希望。

5 ゲノム編集技術について

主 な 意 見 内 容

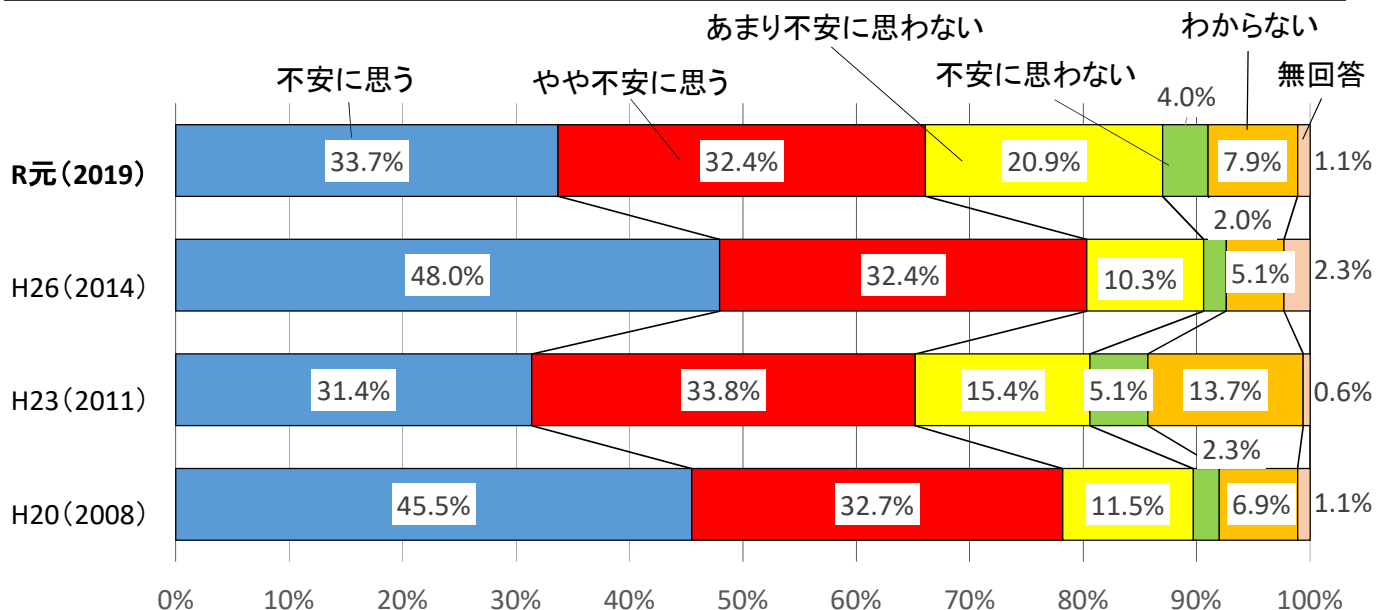
- （再掲）ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。
- 従来の育種と変わらないという理由で、ゲノム編集作物の栽培に何も規制がない状況は不安。ゲノム編集作物の栽培でも、条例等による規制も含めた何らかのルールが必要。
- （再掲）新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。
- ゲノム編集食品はまだまだ解明されていなく、食品として「食べない！」と選択できないのは、消費者の選ぶ権利を侵害。国に対して、ゲノム編集食品についても購入したくない場合に選択できる表示制度の確立を求めてほしい。
- 新たな育種技術としてのゲノム編集技術や遺伝子組換え技術に対する消費者とのリスクコミュニケーションが十分に図られる施策が必要。

令和元年度（2019年度） 道民意識調査の結果

【調査の概要】

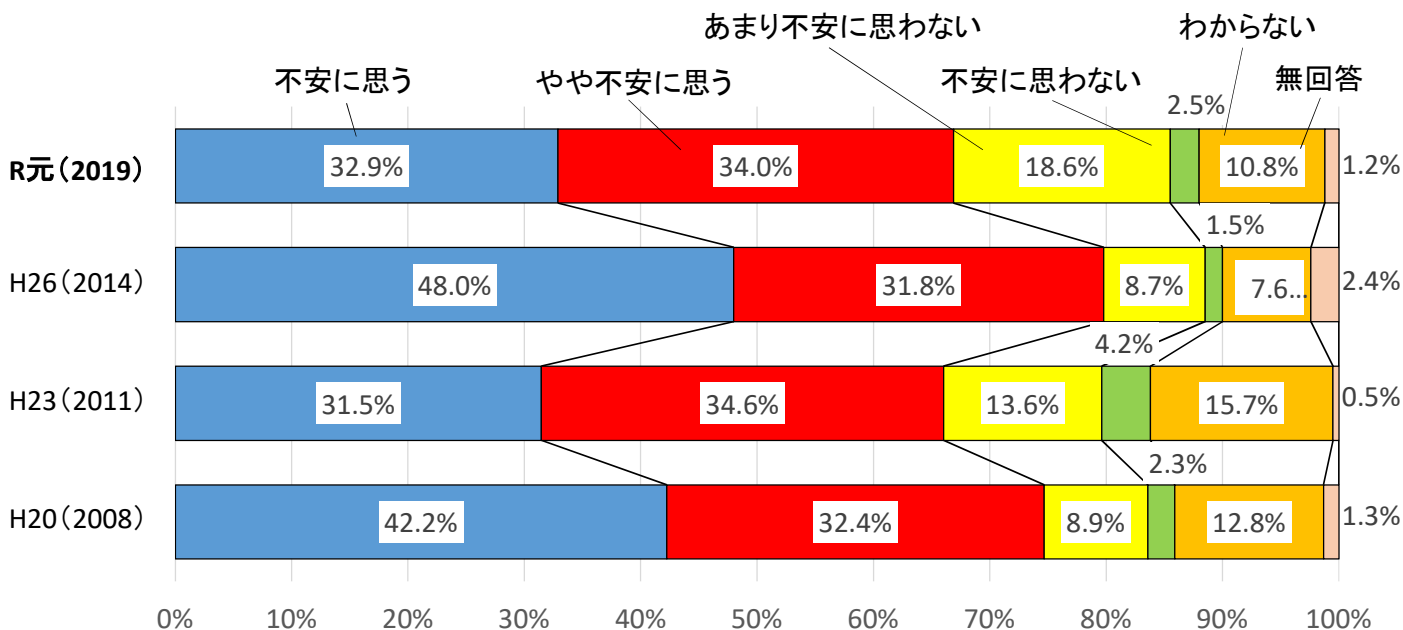
- 調査対象：道内に居住する満18歳以上の個人
- 標本数：1,500サンプル
- 抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：郵送配布・郵送回収及びweb（スマホ）による回答
- 調査期間：令和元年（2019年）10～11月
- 有効回収数(率)：732（48.8%）

問1 遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性について、どのように思いますか。



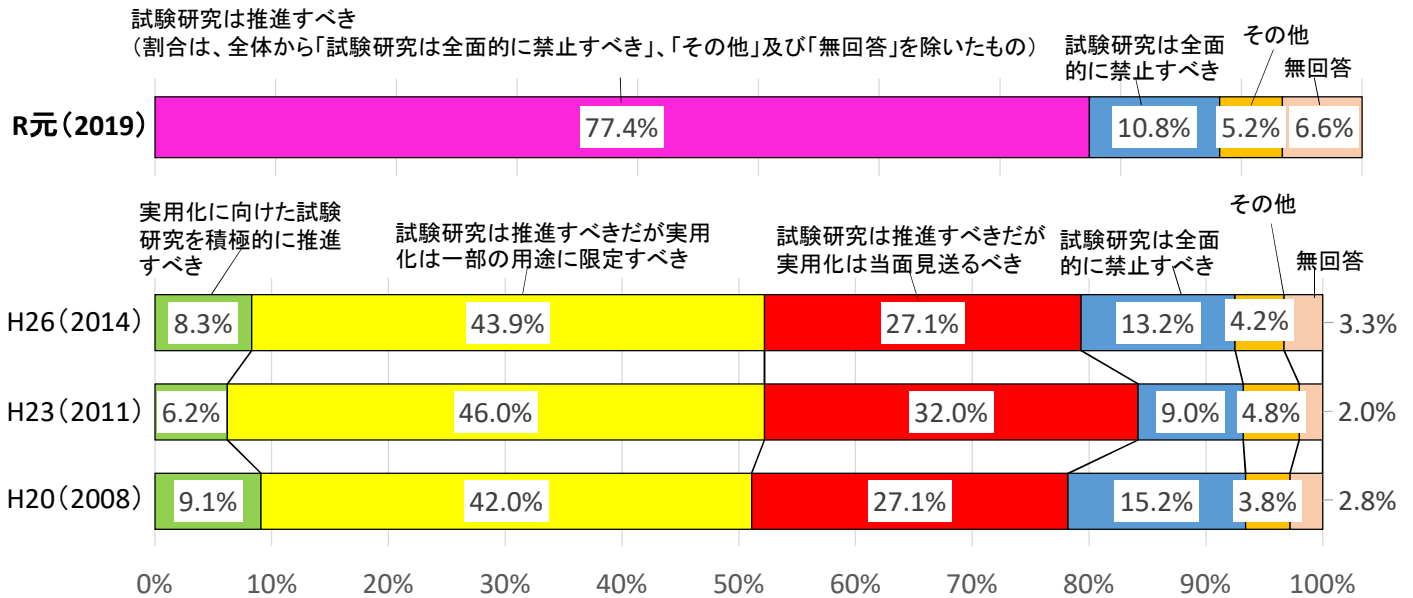
「不安に思う」と「やや不安に思う」で66.1%と、「不安を持っている」との回答が6割を超えている。

問2 遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響について、どのように思いますか。



「不安に思う」と「やや不安に思う」で66.9%と、「不安を持っている」との回答が6割を超えている。

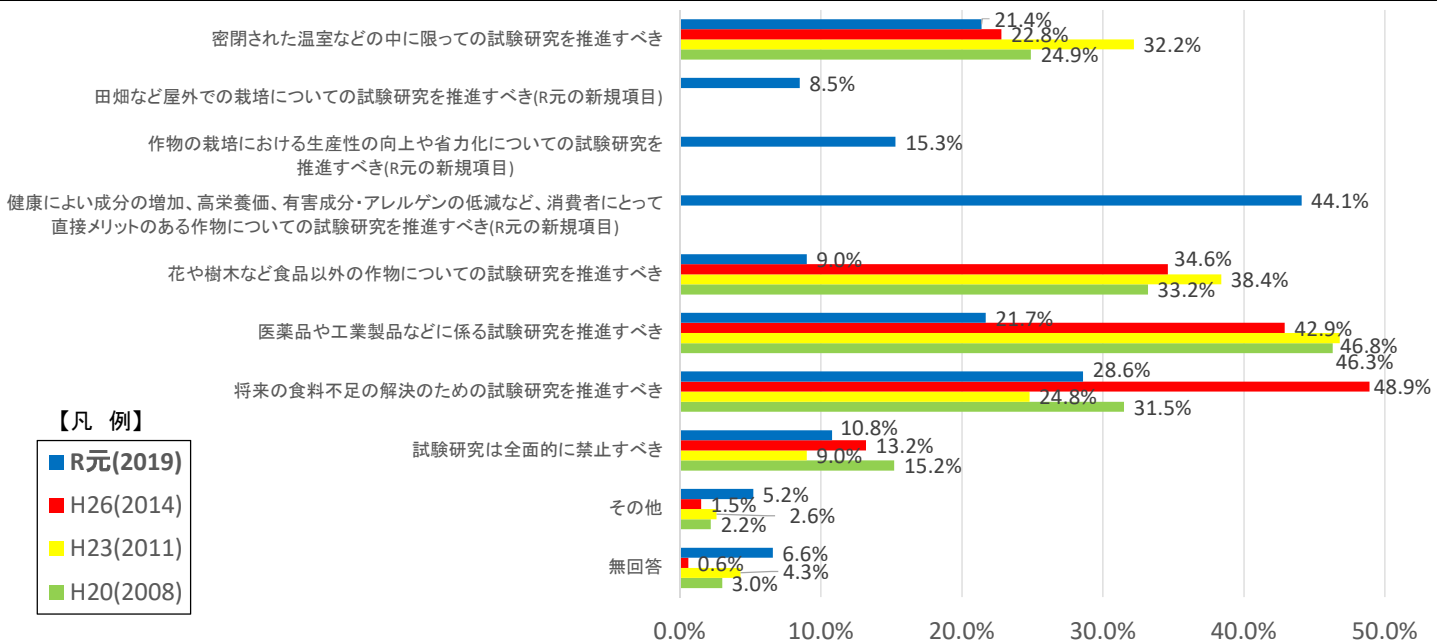
問3 遺伝子組換え技術の試験研究について、どのように思われますか。



「試験研究を推進すべき」とする意見は、8割近くを占めている。

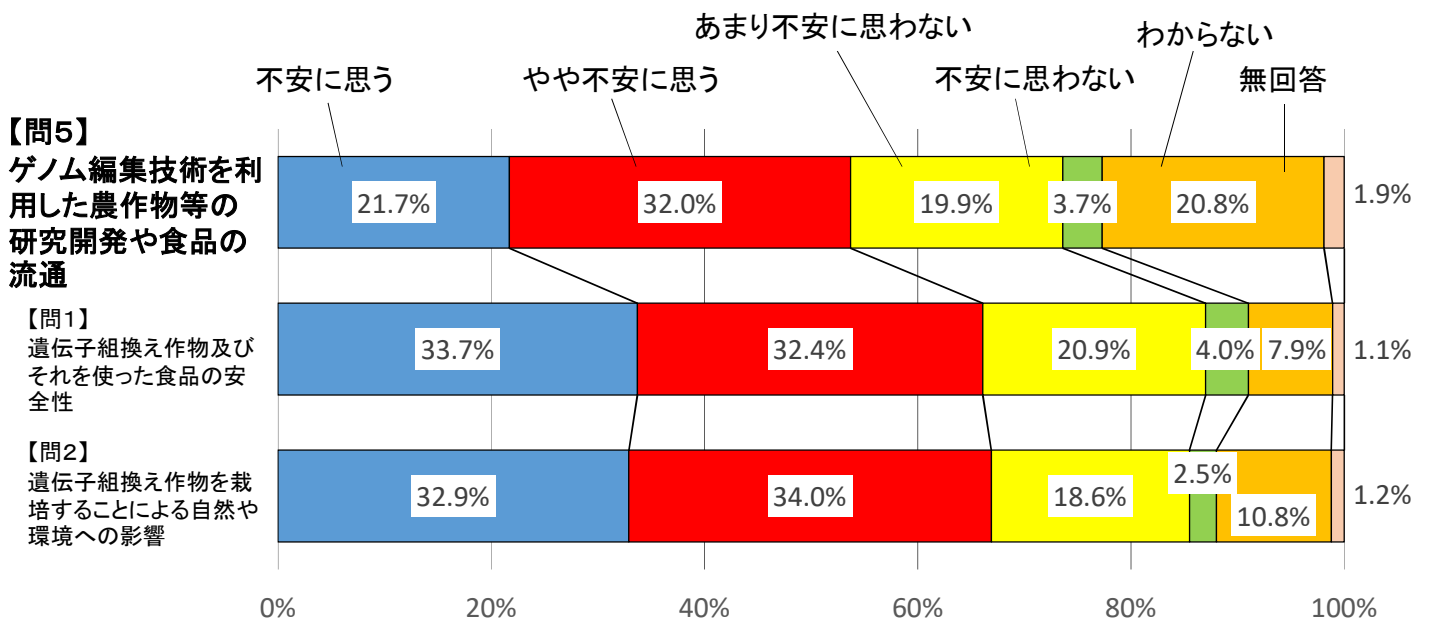
3

問4 遺伝子組換え技術の試験研究について、どのように思われますか。(「推進すべき」と思われる方、複数回答) (H20・23・26の設問は、「問3」で「試験研究は推進すべきだが『実用化は一部の用途に限定』または『実用化は当面見送る』」を選んだ方を対象に、「どのような試験研究なら行ってもよいと思いますか」)



今回、新たな選択項目とした「健康によい成分の増加、高栄養価、有害成分・アレルゲンの低減など、消費者にとって直接メリットのある作物についての試験研究を推進すべき」と回答した人は、4割を超えている。一方で、「田畑など屋外での栽培についての試験研究を推進すべき」、「作物の栽培における生産性の向上や省力化についての試験研究を推進すべき」と回答した人は、それぞれ1割前後となっている。

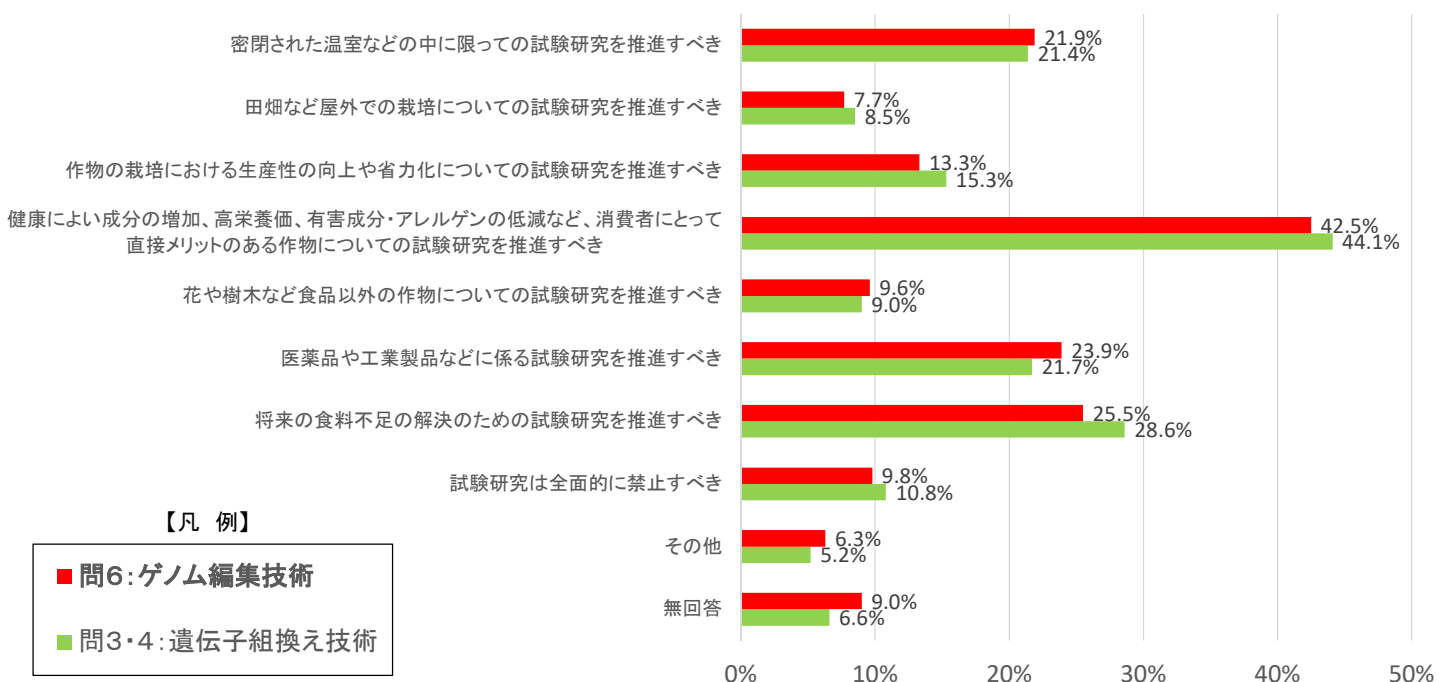
問5 ゲノム編集技術を利用した農作物等の研究開発や食品の流通について、どのように思いますか。



「不安に思う」と「やや不安に思う」で53.7%と、「不安を持っている」との回答が5割を超えているが、遺伝子組換え作物に関係する不安を持っているとの回答と比較すると少ない。一方で、「わからない」との回答は約2割で遺伝子組換え作物と比べると多い。

5

問6 ゲノム編集技術の試験研究について、どのように思われますか。(「推進すべき」と思われる方は推進すべき各項目から複数回答、それ以外の方は「全面的に禁止すべき」または「その他」の一択)

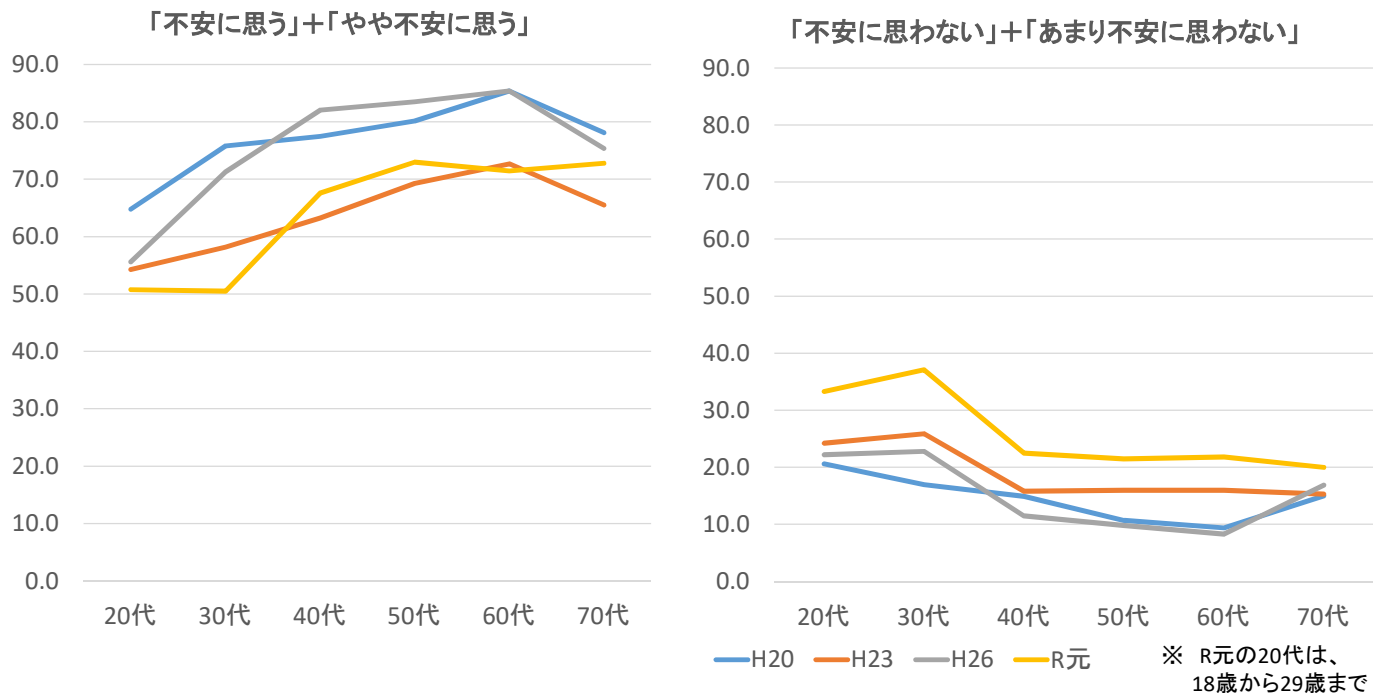


各項目の回答の割合は、遺伝子組換え技術の試験研究におけるそれとほぼ同じとなっている。

6

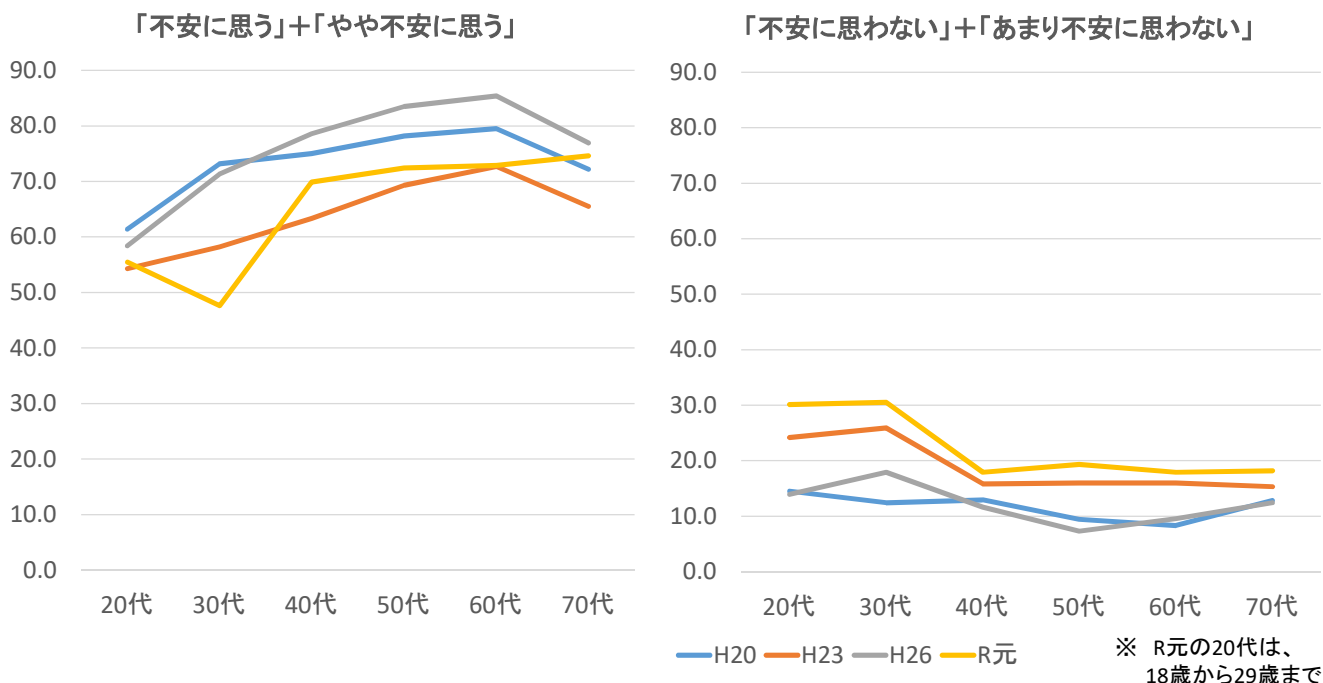
(参考)道民意識調査 年代別における割合の比較

問1 「遺伝子組換え作物及びそれを使った加工食品の安全性について、どのように思いますか」



7

問2 「遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響について、どのように思いますか」



8